



発行 東京都

目次

94

条 例

○東京都議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議政局）…

条例のあらまし

●東京都議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第八十六号）

- 一 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への招集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用して委員会を開会することができるよう、必要な事項を定めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十六号

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都議会委員会条例（昭和三十一年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第十三条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延防止措置の観点から、委員会の招集場所への招集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。

2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第十五条第一項、第十九条第二項及び第三十条第一項の出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。第十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第十三条の二第一項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

